

南相馬市鹿島デイサービスセンター施設譲渡の概要

1 施設設置の背景

鹿島デイサービスセンターは、介護保険制度発足の黎明期に、地域の需要に対応した高齢者福祉の充実を図るための基盤施設として整備された施設であり、鹿島第1（ひまわり）デイサービスセンターは、平成9年度に電源立地促進対策交付金を財源として、また第2（すみれ）デイサービスセンターは、福島県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金及び起債を財源として平成16年度に建設され、現在まで指定管理者制度により「社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会」が運営を行っている。（収益事業のため指定管理料は発生していない）

2 施設廃止の検討経過

施設を行政が整備し、これまで指定管理者制度により長きにわたりデイサービス事業を民間事業者へ業務委託し管理運営を行ってきたが、近年、福祉事業を取り巻く社会情勢は大きく変化し、市内に民間のデイサービス事業者の参入が増えている現状にある。

施設設置当時においては、公で整備せざるを得ない環境にあったものの、現在では民間事業者によるデイサービス事業参入が進み、また決算において収益が発生していることなどの状況にある。

また、これまで両施設とも国の補助事業を活用し建設した施設であることから、国の「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により施設の耐用年数（50年）経過後でなければ施設を処分することができないことから、譲渡については保留状態となっていた。

3 施設譲渡の理由

（1）社会情勢の変化

供用開始時は介護保険制度発足前後であり、民間のデイサービス事業所もなく、行政が先導して施設を整備したが、現在では市内に民間のデイサービス事業者が多数参入している状況である。

（2）民間事業者との公平性

市内に多数の民間デイサービス事業所が参入している現在、公の施設を活用した指定管理制度によるデイサービス事業委託は、公平性を欠くものと考えられる。

（3）将来的なコスト（修繕費）の削減

平成30年度に第1デイサービスセンター施設の空調機改修工事修繕に約2,500万円の修繕費を要した。今後、施設の老朽化に伴い維持補修に多額の費用が発生することが見込まれるが、南相馬市公共施設等総合管理計画において、「市が保有する施設の保有量を20年間で25%縮小する」ことを目標として掲げていることから、本施設の譲渡を行い、市が保有する公共施設の適正化を図る必要がある。

（4）建設財源の整理

①第1デイサービスセンター建設財源の電源立地促進対策交付金は、平成2

7年3月31日付けの経産省大臣官房通知の改正において、社会経済情勢の変化に対応するため、処分制限財産の使用開始の日から経過年数が10年以上経過した財産処分については、引き続き処分財産を有効活用することを条件に無償譲渡に限り処分できることとなった。

②第2デイサービスセンター建設に要した福島県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金は、無償譲渡後に財産処分の報告書を県に提出することにより、補助金の返還には該当しないことを福島県高齢福祉課に確認済である。

4 施設の無償譲渡先

社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

5 施設を現指定管理者である南相馬市社会福祉協議会に無償譲渡する理由

- (1) 当該施設は、供用開始後、また指定管理制度が導入されてからも一貫して当該法人（現南相馬市社会福祉協議会）が業務委託（無償）を受け、事業運営に関しては市内で最も長期実績があるとともに管理運営も適正に行っており、利用者に対し引き続き従前どおりのサービス提供できるのは、南相馬市社会福祉協議会である。
- (2) 鹿島第1デイサービスセンター施設内には、当該法人が運営する鹿島地域包括支援センターが配置されているほか、同敷地内には当該法人が所有する社会福祉センターが設置されており、デイサービスセンター施設を社会福祉協議会以外の法人に譲渡した場合、施設管理上（光熱水費・施設修繕費等）不都合が生じる。
- (3) 長期にわたる管理運営の中で、施設に付帯する各設備や車両など、そのほとんどが更新の中で当該法人所有のものとなっている。
- (4) 施設を利用する高齢の要介護者においても、信頼するスタッフなどの人的環境やサービス内容が変わることによって生じる精神的ストレスが懸念される。

6 パブリックコメントの実施

南相馬市パブリックコメント手続条例に基づき、パブリックコメントを実施。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 案 件 名 | 南相馬市鹿島デイサービスセンター施設の譲渡並びに南相馬市鹿島デイサービスセンター設置条例等を廃止することについて |
| (2) 意見の提出期間 | 令和元年11月25日（月）～12月15日（日） |
| (3) 意見総数 | 0件 |
| (4) 意見内容 | なし |

7 条例の施行日

令和2年4月1日

8 今後のスケジュール

- (1) 1月中旬 地域協議会（鹿島 諮問、原町・小高 報告）
- (2) 3月議会 議決（施設の譲渡、条例の廃止）
- (3) 3月中旬 施設譲渡の仮契約
- (4) 4月1日 本契約（施設の引き渡し）
- (5) 4月上旬 財産処分報告（経済産業省、福島県）